



保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士修学資金貸付制度とは。。

保育士として就職することを目指す学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、資格の取得と就職の支援を行うことを目的としています。

対象者: 次の要件のいずれも満たしている方となります。

お住まいの住所、指定保育士養成施設の所在地は問いません。

- ①指定保育士養成施設を卒業後、**千葉市内の保育所**等で保育士として**週30時間以上、5年間以上**引き続き働く意思がある方。
- ②他の自治体などから同種の修学資金を借り受けていない方。

貸付額

月額**5万円**以内(総額120万円以内)。また、本人の希望により次の加算をすることができます。

- ①入学準備金：**30万円**以内
- ②就職準備金：**20万円**以内
- ③生活費加算：生活扶助基準の居宅(第1類)の該当区分額以内(生活保護受給等世帯の方に限る)

※貸付期間：養成施設に在籍する期間内 利子：無利子 連帯保証人：1名以上必要

※貸付け合計額は最大 **170万円**、要件を満たせば**全額免除！！**

(生活費加算を除く。修学要件により異なる場合があります。)

- ①養成施設を卒業後、**1年以内**に保育士登録を行い、
- ②**千葉市内**の保育所等で、**5年間引き続き**保育士として働いた場合

※要件を満たさない場合は、返還対象となります。

申込方法: 養成施設を通じて千葉市社会福祉協議会までお申込みください。

気になったら今すぐ
社会福祉協議会へアクセス！

◆お問い合わせ先

〒260-0844 千葉県千葉市中央区千葉寺町1208-2

千葉市ハーモニープラザ3階 TEL 043-209-8868/FAX 043-312-2442

Eメール info@chiba-shakyo.jp

千葉市社会福祉協議会ホームページ <http://www.chiba-shakyo.jp/>

